Windows11 アップデート環境の最適化における構築業務

調達仕様書

令和 7 年 8 月

独立行政法人 医薬品医療機器総合機構

目次

1. 調達案件の概要に関する事項

1.1 調達件名

「Windows11 アップデート環境の最適化における構築業務」

1.2 調達の背景

独立行政法人 医薬品医療機器総合機構(以下 PMDA という。）では、業務において Windows10 OS の PC を使用している。Windows10 サポート終了に伴いこれを Windows11 にアップデートする計画がある。

Windows11 へのアップデートには PMDA にて本番稼働している Microsoft Endpoint Configuration Manager サーバ（以下 MECM サーバという。）の利用を想定しているが、ネットワークトラフィック等考慮し、アップデート作業に適した構成とする必要がある。

1.3 調達の目的

既存の MECM サーバを Windows11 アップデートに適した構成とする。既存構成は下図のとおり。

図 1-1 既存 MECM サーバ構成

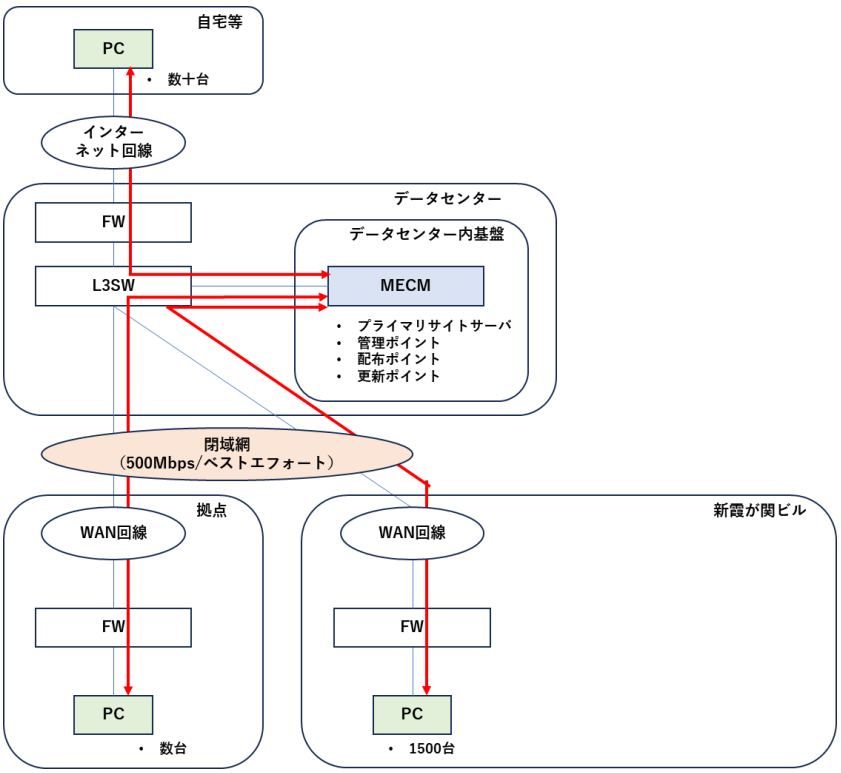

Windows11 へのアップデート対象は新霞が関ビル、拠点内の PC とする。自宅等の PC は新霞が関ビル、拠点の PC と同一の端末となる。（新霞が関ビル、拠点内で利用している端末をリモートワーク目的で自宅へ持ち帰る運用としている）

既存では MECM サーバがデータセンター内に配置されており、新霞が関ビル、拠点内の PC への配布データが閉域網をとおる構成となっている。閉域網の回線速度は 500Mbps のベストエフォートであり、かつ他業務システムのトラフィックにも併用される。

新霞が関ビル内にある台数の端末への大容量データの配送が行われると閉域網の速度がボトルネックとなる懸念から、MECM サーバからのデータ配布については処理速度を制限する必要が出ている。

この課題に対処するため、下図のとおり新霞が関ビル内に新規配布ポイントとしての MECM サーバを構築し、端末に対するデータ配布は閉域網をとおさず、新霞が関ビルの LAN 経由にて実施するよう構成する。

図 1-2 新規 MECM サーバ構成

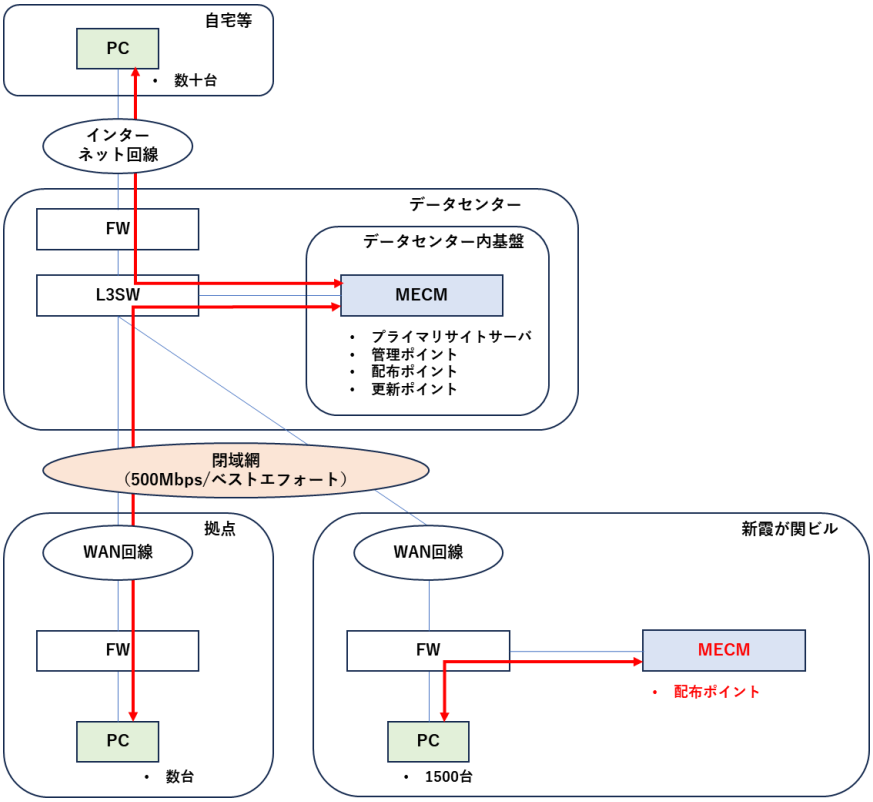

1.4 調達の概要

本調達案件の調達単位、調達の方式、実施時期は下表のとおり。

表 1-1 共用 LAN システム構成要素

調達案件名	調達方式	実施時期
Windows11 アップデート環境の最適化における構築業務	一般競争入札（最低価格落札方式）	契約締結から令和 7 年 12 月 31 日まで

1.5 スケジュール

受注者は契約締結後、設計構築、テスト、運用開始までの作業スケジュールを作成し、PMDA に提出すること。詳細な内容は PMDA と協議の上で決定すること。

2. 役務内容に関する事項

受注者は以下に記す内容に従い作業を実施すること。また特筆無い場合、物品は購入とすること。

2.1 新規 MECM サーバの構築作業

- 新霞が関ビル内に配布ポイントとしての新規 MECM サーバを構築すること。
- 新規 MECM サーバは新霞が関ビル内にて稼働中の仮想基盤上に作成すること。OS としての払い出しは NW 設計含めて PMDA にて行う。
- PMDA が払い出す OS のリソース（CPU コア、メモリ、ディスクサイズ）を設計し PMDA へ共有すること。
- 端末の登録は引き続きプライマリサーバの役割を持つ既存 MECM サーバに集約されるよう構成すること。
- PC は自宅利用時には VPN 経由で機構システムと接続し、この際、端末の実 NIC ではなく仮想 NIC の IP アドレスが通信に利用される。新霞が関ビル、及び拠点内では実 NIC の IP アドレスが利用される仕組みであるため、境界、境界グループを作成し、各境界においてコンテンツソースとする配布ポイントの関連付けが可能なよう構成すること。

・ MECM サーバではパッケージ配信として Windows Server Update Services（以下 WSUS という。）と連携し Microsoft Update とのメタデータ同期を実施している。本機能にて取得した更新プログラム等を配信する場合も、新霞が関ビル内の端末においては新規 MECM サーバを配布ポイントとしてコンテンツダウンロードができるよう構成すること。本構成において、新規 MECM サーバの役割として更新ポイントを追加する必要があれば追加すること。

・ 新規 MECM サーバに更新ポイントを追加する場合、上位 WSUS サーバには PMDA が指定するサーバを設定すること。

・ 詳細な構成については受注後、PMDA と協議のうえ決定すること。

2.2 評価用物理サーバの構築

・ 新規 MECM サーバと同等の役割を持たせる評価用物理サーバを構築すること。

・ 受注者は評価用物理サーバを新霞が関ビル内に設置し機構内 NW 機器と接続すること。

・ 受注者は OS インストールまで行い、評価用物理サーバを PMDA へ引き渡すこと。インストールする OS は Windows Server 2022 Standard とすること。

・ 評価用物理サーバのメンテナンス用としてスティック型 SSD デバイスを 4 個用意すること。

また評価用物理サーバに関しては以下要件を満たすこと。

2.2.1 機能要件

・ 起動時、署名済等の許可されたソフトウェアのみ実行可能であること。

・ ファームウェアや OS の整合性を起動時に検証し、改ざん検出が可能であること。

・ 基盤内（シリコンチップ等）に信頼情報を持ち、BIOS やファームウェアの改ざん検出に利用可能なこと。

・ 暗号鍵を安全な状態で保管し、ブート時に整合性のチェックが可能なこと。

・ 製造や配送段階等での改ざん防止機構として、信頼された製造元等からの安全な

供給を保証する機能、または取り組みがされていること。

- サーバ筐体（シャーシ部分）の開封を検出し、アラートやログを記録可能なこと。
- OS が非稼働状態であってもネットワーク経由での制御が可能なこと。

2.2.2 構成要件

- 物理サーバ 1 台で構成すること。
- 第 4 世代以降の Intel Xeon プロセッサーが搭載すること。
- 内蔵ストレージとして NVMe SSD が搭載可能、かつ RAID10 レベルの冗長構成が可能であること。
- Ethernet 1Gb BASE-T で接続できるスロットを 4 ポート以上備えた NIC が搭載可能であること。
- 10GBASE-SR のトランシーバが接続できる SFP+スロットを 2 ポート以上備えた NIC を搭載すること。
- IPMI となる専用ポートを 1 つ以上備えていること。
- 新霞が関ビル内の既存ラック内にマウントすること。
- PMDA が指定する新霞が関ビル内の既存ネットワークスイッチに接続すること。マウント先のラックとスイッチ間の距離はおよそ 20m 以内となる。
- 評価用物理サーバと既存ネットワークスイッチは、2 本のマルチモードファイバーケーブルで接続すること。サーバ側、対向スイッチポート分の SFP トランシーバを必要な数用意すること。
- 評価用物理サーバと既存ネットワークスイッチは、IPMI 用に 1 本の 1000BASE-T ケーブルで接続すること。サーバ側、対向スイッチポート分の SFP トランシーバを必要な数用意すること。
- ホットプラグ対応可能な電源ユニットを搭載すること。
- AC100V、15A 対応の 3 口 OA タップ（NEMA 5-15P）に接続可能な電源ケーブルで構成可能なこと。接続先の電源設備は PMDA にて用意する。

・ スティック型 SSD はインターフェースとして USB3.2 Gen2（10Gbps）を備え、コネクタとして Type-C、Type-A 両方に対応していること。また実効容量は 250GB 以上とすること。

2.2.3 性能要件

・ CPU は 64 ビット対応の Intel Xeon クラス、4 コア以上とすること。

・ メモリ（RAM）は 32GB 以上とすること。

・ 内蔵ストレージは実効容量 1TB 以上とすること。

2.2.4 保守要件

・ オンサイトでの交換対応を行うこと。平日 9 時から 17 時にて対応を行うこと。

・ 正常状態に復旧するまでを対応の範囲とする。

・ 障害機は受注者が回収を行い、障害原因を報告すること。

2.3 Windows 11 アップデート用ポリシーの作成

・ 新規 MECM サーバを配布ポイントとして、新霞が関ビル内の PC に対して Windows 11 へのアップデートを実施するためのポリシーを作成すること。本調達におけるアップデート対象の端末台数は 5 台程度とする。対象の端末は PMDA が用意する。

・ PC 利用者が業務中であることを想定し、アップデートまでにかかるユーザ操作数が極力少なくなるよう構成すること。

・ 同様の理由で、端末のシャットダウン、再起動回数が極力少なくなるよう構成すること。

・ アップデートにおける配信方法としては適用率の高い手段を採用すること。

2.4 ドキュメント作成、納品

・ 本調達におけるプロジェクトの遂行方針を記載した計画書、作業スケジュールを

作成すること。

・ 新規 MECM サーバにおける基本設計、詳細設計を作成すること。記載内容の粒度は契約締結後に PMDA と協議の上、決定すること。なお PMDA が払い出す仮想マシンの OS 部分（ホスト名や NW 設定）の記載は不要とする。

・ Windows11 アップデート用ポリシーにおける設計についても記載すること。またアップデート対象における適用方針の計画、結果をドキュメントとして作成すること。

・ 本調達において作成したドキュメントは成果物として PMDA へ提出すること。

3. 作業の実施体制・方法に関する事項

受注者は以下に記す内容に従い対応すること。

3.1 情報セキュリティインシデント対策

受注者は以下の要件に従い情報セキュリティインシデント対策を講じ、遵守すること。

・ 運用支援業務の実施にあたり PMDA から提供される情報、もしくは得られる情報について、目的外の持ち出しや利用、複製・故意の流出を禁止すること。

・ PMDA から要保護情報を受領する場合は情報セキュリティに配慮した受領および管理方法にて行うこと。

・ 受注者は本業務において、取り扱う情報の漏洩、改ざん、滅失等が発生することを防止する観点から情報の適正な保護・管理対策を実施すること。

・ 運用支援業務の作業にて、PMDA の意図しない変更が行われないことを保証し、一貫した管理が品質保証体制の下でなされていること。

・ PMDA の意図しない変更が行われるなどの不正が見つかった時（不正が行われていると疑わしい時も含む）に追跡調査や立入検査等、PMDA と受注者が連携して原因を調査・排除できる体制を整備し、維持すること。

・ 受注者はインシデント発生時などの連絡体制図を PMDA と協議の上定めること。

・ 情報セキュリティインシデントの発生、または認知した場合は速やかに PMDA へ報告すること。またインシデント発生時の連絡体制や方法を定めること。

・ 運用支援業務を再委託する場合、再委託により生ずるすべての脅威に対して十分な情報セキュリティが確保されるよう対策すること。

・ PMDA へ提示する電子ファイルは事前にウイルスチェック等を行い、悪意のあるソフトウェア等が混入していないことを確認すること。

・ 情報の適切な保護・管理対策の実施状況について PMDA が定期又は不定期の検査を行う際、これに応じること。万一、情報の漏洩、改ざん、滅失等が発生した場合に実施すべき事項や手順等を明確にするとともに事前に PMDA に提出すること。また、そのような事態が発生した場合は PMDA に報告するとともに、当該手順等に基づき可及的速やかに修復すること。

・ PMDA が求める情報セキュリティインシデント対策に対する監査に応じること。監査の結果、本調達における対策の履行状況について不足が発生していると発覚した場合、PMDA と協議の上で必要な改善策を検討し実施すること。

・ 本業務における情報セキュリティインシデント対策方針を策定、本業務従事者に対して定期的な教育を実施すること。方針は契約締結後、運用支援業務開始前に PMDA へ提出し内容の合意をとること。

3.2 納入成果物

受注者は以下の要件に従い成果物を作成し PMDA へ納入すること。

3.2.1 成果物および納品時期

受注者は以下の内容をまとめた成果物を契約締結後、1 週間以内に PMDA へ提出し内容の合意を得ること。体制に変更があった場合は都度更新して提出すること。

・ 本業務に携わる関連事業者含む全体体制・役割を示したプロジェクト推進体制図

・ 作業スケジュール

・ 秘密保持等に関する誓約書

受注者は以下の成果物を契約締結後、契約終了までに PMDA へ提出すること。成果物の内容については事前に PMDA と合意を得ること。

・ 本調達作業要件に関わる範囲の基本設計、詳細設計書

・ Windows11 アップデート用ポリシーの適用方針計画書、および報告書

・　納入物品一覧

3.2.2 成果物の体裁及び納品方法

受注者は成果物の作成および納入方法について以下の要件に従うこと。

・　成果物はすべて日本語で作成すること。ただし英字で表記されることが一般的な文言についてはそのまま記載しても構わないものとする。

・　用字・用語・記述符号の表記については、「公用文作成の要領」に準拠すること。

・　情報処理に関する用語表記については日本工業規格（JIS）の規定に準拠すること。

・　成果物は Microsoft 365 Apps for Enterprise で読み込み可能な形式及び PDF 形式とすること。ただし PMDA が他形式による提出を求めた場合はこれに応じること。なお、受注者側で他形式を用いて提出したいファイルがある場合は、協議に応じるものとする。 また契約期間中に Microsoft Office 製品のバージョンアップデートが発生する可能性があるので注意すること。

・　成果物の内容、構成等について PMDA が指摘した場合、指摘事項に対応すること。

・　成果物の作成に当たって、CAD 等の上記以外の特別なツールを使用する場合は、PMDA の承認を得ること。

・　成果物が外部に不正に使用されたり、納品過程において改ざんされたりすることのないよう安全な納品方法を提案し、成果物の情報セキュリティの確保に留意すること。

・　成果物に対して不正プログラム対策ソフトウェアによるチェックを実施し、不正プログラムが混入することのないよう適切に対処すること。

・　納品したドキュメントに修正等があった場合は、それまでの変更内容を表示するとともに修正後の全編を速やかに提出すること。

3.3 ガイドライン・法令等

受注者は以下の要件に従うこと。

・　以下ガイドラインの内容を把握し、遵守すること。

　➢　政府機関のサイバーセキュリティ対策のための統一基準

- 府省庁対策基準策定のためのガイドライン
- 医療情報システムの安全管理に関するガイドライン
- 独立行政法人 医薬品医療機器総合機構サイバーセキュリティポリシー（以下、「セキュリティポリシー」という。）
- 独立行政法人 医薬品医療機器総合機構 情報システム管理利用規程
- 独立行政法人 医薬品医療機器総合機構 個人情報管理規程

・ セキュリティポリシーは「政府機関のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群（令和 5 年度版）」に準拠しているため、必要に応じ参照すること。

・ セキュリティポリシーおよび PMDA が定める規程については契約締結後、受注者が担当職員に「秘密保持等に関する誓約書」を提出した際に開示する。

・ 上記ガイドライン、規程にかかわらず民法、刑法、著作権法、不正アクセス禁止法、個人情報保護法等の関連法規を遵守すること。

3.4 知的財産権の帰属

受注者は以下の要件に従い知的財産権を遵守すること。

・ 本件に係り作成・変更・更新されるドキュメント類及びプログラムの著作権（著作権法第 21 条から第 28 条に定めるすべての権利を含む。）は、受注者が本件のシステム導入の従前より権利を保有していた等の明確な理由により、あらかじめ書面にて権利譲渡不可能と示されたもの以外、PMDA が所有する等現有資産を移行等して発生した権利を含めてすべて PMDA に帰属するものとする。

・ 本件に係り発生した権利については、受注者は著作者人格権（著作権法第 18 条から第 20 条までに規定する権利をいう。）を行使しないものとする。

・ 本件に係り発生した権利については、今後、二次的著作物が作成された場合等であっても、受注者は原著作物の著作権者としての権利を行使しないものとする。

・ 本件に係り作成・変更・修正されるドキュメント類及びプログラム等に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合、受注者は当該著作物の使用に必要な費用負担や使用許諾契約に係る一切の手続きを行うこと。この場合は事前に PMDA に報告し、承認を得ること。

・ 本件に係り第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争が生じた場合には、当該紛争の原因が専ら PMDA の責めに帰す場合を除き、受注者の責任、負担において一切を処理すること。この場合、PMDA は係る紛争の事実を知ったときは、受注者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受注者にゆだねる等の協力措置を講ずる。

・ なお、受注者の著作又は一般に公開されている著作について、引用する場合は出典を明示するとともに、受注者の責任において著作者等の承認を得るものとし、PMDA に提出する際は、その旨併せて報告するものとする。

3.5 契約不適合責任

受注者は以下の要件に従い責任を負うこと。

・ 本業務の最終検収後 1 年以内の期間において、委託業務の納入成果物に関して本システムの安定稼動等に関わる契約不適合の疑いが生じた場合であって、PMDA が必要と認めた場合は、受注者は速やかに契約不適合の疑いに関して調査し回答すること。調査の結果、納入成果物に関して契約不適合等が認められた場合には、受注者の責任及び負担において速やかに修正を行うこと。

・ なお、修正を実施する場合においては、修正方法等について、事前に PMDA の承認を得てから着手すると共に、修正結果等について、PMDA の承認を受けること。

・ 受注者は、契約不適合責任を果たす上で必要な情報を整理し、その一覧を PMDA に提出すること。契約不適合責任の期間が終了するまで、それら情報が漏洩しないように、ISO/IEC27001 認証（国際標準）又は JISQ27001 認証（日本産業標準）に従い、また個人情報を取り扱う場合には JISQ15001（日本産業標準）に従い、厳重に管理をすること。

・ 契約不適合責任の期間が終了した後は、速やかにそれら情報がデータ復元ソフトウェア等を利用してもデータが復元されないように完全に消去すること。データ消去作業終了後、受注者は消去完了を明記した証明書を作業ログとともに PMDA に対して提出すること。なお、データ消去作業に必要な機器等については、受注者の負担で用意すること。

4. 入札参加資格に関する要件

4.1 入札参加条件

応札希望者は以下の条件を満たし、かつ要求に応じること。

- 担当部署が ISO9001 又は CMMI レベル 3 以上の認定を取得していること。
- 担当部署が ISO/IEC27001 認証（国際標準）又は JISQ27001 認証（日本工業標準）のいずれかを取得していること。
- プライバシーマーク付与認定を取得していること。
- PMDA から求められた場合、受注者の資本関係・役員等の情報、本業務従事者の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）・実績、および国籍に関する情報提供を行うこと。具体的な情報提供内容については PMDA と協議の上、決定するものとする。
- 応札時には、従事する作業毎に十分に細分化された工数、概算スケジュールを含む見積り根拠資料の即時提出が可能であること。なお、応札後に PMDA が見積り根拠資料の提出を求めた際、即時に提出されなかった場合には、契約を締結しないことがある。

4.2 入札制限

情報システム調達の公平性を確保するため以下に示す事業者は本調達に参加できない。

- PMDA の CIO 補佐が現に属する、又は過去 2 年間に属していた事業者等
- 各工程の見積依頼書の作成に直接関与した事業者等
- 設計・開発等の工程管理支援業者等
- 上記の親会社及び子会社（「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 8 条に規定する親会社及び子会社をいう。以下同じ。）
- 上記と同一の親会社を持つ事業者
- 上記から委託を請ける等緊密な利害関係を有する事業者

5. 再委託に関する要件

5.1 再委託条件

受注者が本業務を第三者へ委託する場合、以下要件に従うこと。

- 受注者は、受注業務の全部又は主要部分を第三者に再委託することはできない。「主要部分」とは、以下に掲げるものをいう。
  - 総合的なプロジェクト管理・計画、業務遂行管理、手法決定及び技術的判断等
- 以下の場合には再委託を可能とする。
  - 補足説明資料作成、作業支援等の補助的業務
- 受注者は、再委託する場合、事前に再委託する業務、再委託先等を PMDA に申請し、承認を受けること。申請にあたっては、「再委託に関する承認申請書」の書面を作成の上、受注者と再委託先との委託契約書の写し及び委託要領等の写しを PMDA に提出すること。なお、再委託の承認にかかる審査には一定の時間を要するため、入札前に再委託先候補について PMDA に確認を求めることができるものとする。
- 受注者は、機密保持、知的財産権等に関して本仕様書が定める受注者の責務を再委託先業者も負うよう、必要な処置を実施し、PMDA に報告し、承認を受けること。なお、第三者に再委託する場合は、その最終的な責任は受注者が負うこと。
- 再委託先が「3.1 情報セキュリティインシデント対策」の要件を満たすこと。
- 再委託先が「4.入札参加資格に関する要件」を満たすこと。
- 受注者の責任において、サプライチェーンリスクの発生を未然に防止するための体制を確立すること。
- 再委託先において本書に定める事項に関する義務違反や、義務を怠った場合には、受注者が一切の責任を負うとともに、PMDA は当該再委託先への再委託の中止を請求することができる。
- PMDA から提供する情報の目的外利用を禁止すること。
- 受注者は再委託先における情報セキュリティ対策の実施内容を管理し PMDA に報告すること。
- 受注者は業務の一部を委託する場合、本業務にて扱うデータ等について、再委託先またはその従業員、若しくはその他の者により意図せざる変更が加えられないための管理体制を整備し、PMDA に報告すること。

・　受注者は再委託先の資本関係・役員等の情報、委託事業の実施場所、委託事業従事者の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）・実績及び国籍に関して、PMDA から求めがあった場合には情報提供を行うこと。

・　受注者は再委託先にて情報セキュリティインシデントが発生した場合の再委託先における対処方法を確認し、PMDA に報告すること。

・　受注者は再委託先における情報セキュリティ対策、及びその他の契約の履行状況の確認方法を整備し、PMDA へ報告すること。

・　受注者は再委託先における情報セキュリティ対策の履行状況を定期的に確認すること。また、情報セキュリティ対策の履行が不十分な場合の対処方法を検討し、PMDA へ報告すること。

・　情報セキュリティ監査を実施する場合、再委託先も対象とするものとする。

・　受注者は再委託先が自ら実施した外部監査についても PMDA へ報告すること。

・　受注者は委託した業務の終了時に、再委託先において取り扱われた情報が確実に返却、又は抹消されたことを確認すること。

・　上記について再委託先がさらに再委託を行う場合も同様とする。

6. その他特記事項

6.1 環境への配慮

・　環境への負荷を低減するため、以下に準拠すること。

・　本件に係る納入成果物については、最新の「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」に基づいた製品を可能な限り導入すること。

・　導入する機器等がある場合は、性能や機能の低下を招かない範囲で、消費電力節減、発熱対策、騒音対策等の環境配慮を行うこと。

6.2 その他

・　PMDA 全体管理組織（PMO）が担当課に対して指導、助言等を行った場合には、受注者もその方針に従うこと。

6.3 窓口連絡先

独立行政法人　医薬品医療機器総合機構　情報化統括推進室
共用 LAN システム担当者
電話：03 (3506) 9485
Email：sa_infragr_xj●pmda.go.jp
※迷惑メール防止対策をしているため、●を半角のアットマークに置き換えること。